

高砂市バドミントン協会規約

- 第一条
(名称) 本会は、高砂市体育協会に所属し、高砂市バドミントン協会と称する。
- 第二条
(目的) 本会は、諸団体相互の親睦を保ち、地域バドミントンの普及と振興、会員の心身の健康をはかる。
- 第三条
(会員) 会員は、本会の目的と主旨に賛同し、高砂市に在住又は、勤務する人、もしくは、それに準じる人。
- 第四条
(役員) 本会の運営は選出された理事役員によって行われる。
- (1) 理事の選出は、理事会において会員の中より推挙され、理事会で2/3以上の承認を得て選出する。
- (2) 本会には、役員として 会長(1)、理事長(1)、副理事長(2)、会計(1)、会計監査(1)、常任理事(若干名)、理事(若干名)を置く。
- (3) 役員を選出は、理事会にて2/3以上の承認を得て行う。
- 第五条
(役員の仕事) 役員は、以下の仕事を執行する。執行に際し不都合が生じた場合は、次席役員が代行する。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 理事長は、会長を補佐し、日常の会務を代行統理する。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し、大会等の運営進行にあたる。
- 第六条
(理事会) 理事会は、理事長の招集をもって随時行う。
- (1) 理事会は、2/3以上の理事の出席によって成立する。
- (2) 本会は、年度末招集の理事会を持って総会とする。
総会では、事業報告・会計報告・次年度活動計画・役員改選・功労者表彰を行う。
- 第七条
(規約の変更) 本規約は、理事会において、2/3以上の同意により変更を行う。

第八条
(事業)

本会では、年間に以下の行事を行う。

- (1) 春・秋市民総合大会(種目 男・女ダブルス)
- (2) 混合ダブルス市民大会
- (3) 審判講習会
- (4) スポーツ教室育成クラブ対抗大会
- (5) その他、随時理事会にて決定の事業

第九条
(理事の職務)

本会の理事は、地域スポーツ振興の目的に合致するため、公認スポーツ指導員の資格を有し、(今後に取得予定者も含む)積極的に活動の出来ること。

第十条
(地域交流)

地域の諸団体・組織との交流は、理事会の承認を得て行う。

付 則

本規約は、昭和57年12月1日より施行する。
昭和60年12月12日 1部改正
平成元年 12月 9日 1部改正
平成14年 月 日 1部改正